



ハートフォードの アダージオ *v₃ R*

ハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険Ⅱ型2003
特別加算金付最低保証年金特約1510型

引受保険会社

長期投資は「資産運用の王道」です

●株式の長期投資の効果

株式は短期では景気や市場動向等などの要因により価格が変動しますが、長期では経済の拡大とともに株式の市場規模も拡大することが予想できますので、株式に長期投資することは経済成長と共に資産の増加が期待ができます。

日本の株式はバブル経済崩壊の影響で1990年以降、低迷が続いていますが、米国や欧州を中心とした外国の株式は長期的には成長トレンドにあります。

●1987年以降の外国株式（為替ヘッジあり）と日本株式の推移（1987年12月末を100として指数化）



【使用インデックス】●外国株式（ヘッジあり）：MSCIロクサイ指数（配当なし、現地通貨ベース）とMSCIロクサイ指数（配当なし、円ヘッジベース）から算出した為替ヘッジコストを、MSCIロクサイ指数（グロス、現地通貨ベース）から控除してハートフォード生命にて作成したインデックス ●日本株式：TOPIX配当込み指数

【データ期間】1987年12月末～2005年6月末 【データ出所】Bloomberg

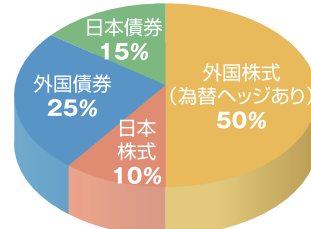
ファンドのご紹介

ファンド名称：世界アセット01 SS

成長の可能性がひろがる資産配分で長期分散投資を行います

- 成長性を高めるため、株式への組入比率を60%にしています。
- 日本を含めた世界の経済成長からの「果実」を積極的に確保することを目指します。
- 外国株式部分は為替ヘッジを行い、為替変動によるリスクを軽減します。
- 債券への組入比率を40%とすることで運用成績の安定化を図ります。

世界アセット01 SS
基本資産配分



ファンドが投資する投資信託のご紹介

主な投資対象となる投資信託

ステート・ストリート・世界バランスファンドVA
＜適格機関投資家限定＞

運用方針

日本株式、日本債券、外国株式、外国債券それぞれのマザーファンドを主として投資対象とすることにより日本を含む世界の株式および公社債等に分散投資を行います。

株式と債券の基本配分比率はそれぞれ60%、40%とします。外国株式部分については基本的に為替ヘッジを行います。価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等があります。



STATE STREET GLOBAL ADVISORS | SS&A

運用会社
のご紹介

ステート・ストリート投信投資顧問株式会社

ステート・ストリート投信投資顧問株式会社の母体であるステート・ストリート銀行は、米国ボストンを本拠とする歴史と伝統を有する金融機関であり、卓越した財務内容と高い格付（AA格）を有しています。現在、グループ全体の運用資産額は約152兆円にのぼります。また、日本における運用資産額はインデックス運用を中心として6兆4,200億円余りを数えています。（2005年6月末現在）

運用関係
費用

0.525%（税抜0.50%）程度

運用関係費用には、信託報酬の他、信託事務に要する諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の諸経費がかかります。

「商品のしくみと特徴」では、特別勘定を「ファンド」と表記しています。

分散投資による資産の形成を目指しています

●債券の長期投資の効果

債券への投資も、長期で行うことにより資産の成長が期待できます。

日本では1990年代以降、低金利の状況が続いていますが、金利の高い外国の債券への投資は、長期的に良好なパフォーマンスを示しています。

●1987年以降の外国債券と日本債券の推移
(1987年12月末を100として指数化)



【使用インデックス】●日本債券:Nomura-BPI総合 ●外国債券:シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

【データ期間】1987年12月末～2005年6月末 【データ出所】野村総合研究所、Bloomberg

適切な分散投資は効率的な運用の秘訣です

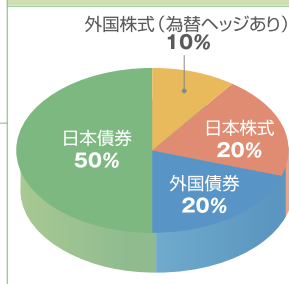
日本株式、日本債券、外国株式、外国債券など、値動きの異なる資産を組み合わせる分散投資によってリスクを軽減し、投資効果を安定させることができます。

さらに、資産の配分比率を工夫することによって、より高い分散投資効果の獲得を目指すことができます。

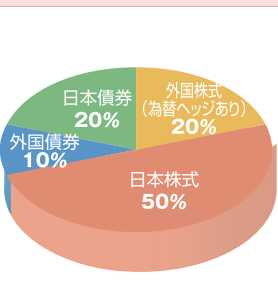
●資産配分の違いによる分散効果シミュレーション
(1987年12月末を100として指数化)



一般的な日本債券中心の
バランスファンド



一般的な日本株式中心の
バランスファンド



※1987年12月末を100として指数化

※当資料は過去において各ファンドが各インデックスに基づく運用成果を実現したと仮定した場合のユニットプライスの推移をシミュレーションしたものであり実際の運用による結果ではなく、また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※日本株式中心のバランスファンドは、日本株式:50%、日本債券:20%、外国株式(ヘッジあり):20%、外国債券:10%

※日本債券中心のバランスファンドは、日本株式:20%、日本債券:50%、外国株式(ヘッジあり):10%、外国債券:20%

【使用インデックス】●外国株式(ヘッジあり):MSCIコクサイ指数(配当なし、現地通貨ベース)とMSCIコクサイ指数(配当なし、円ヘッジベース)から算出した為替ヘッジコストを、MSCIコクサイ指数(グロス、現地通貨ベース)から控除してハートフォード生命にて作成したインデックス ●日本株式:TOPIX配当込み指数 ●日本債券:Nomura-BPI総合 ●外国債券:シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

【データ期間】1987年12月末～2005年6月末 【データ出所】野村総合研究所、Bloomberg



これらのグラフは過去において各ファンドが各インデックスに基づく運用成果を実現したと仮定した場合のシミュレーションであり、実際の運用による結果ではなく、また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

分配金プラン

「毎月の分配金」、「年金」の長期での受け取りと「元本保証」が特長です。

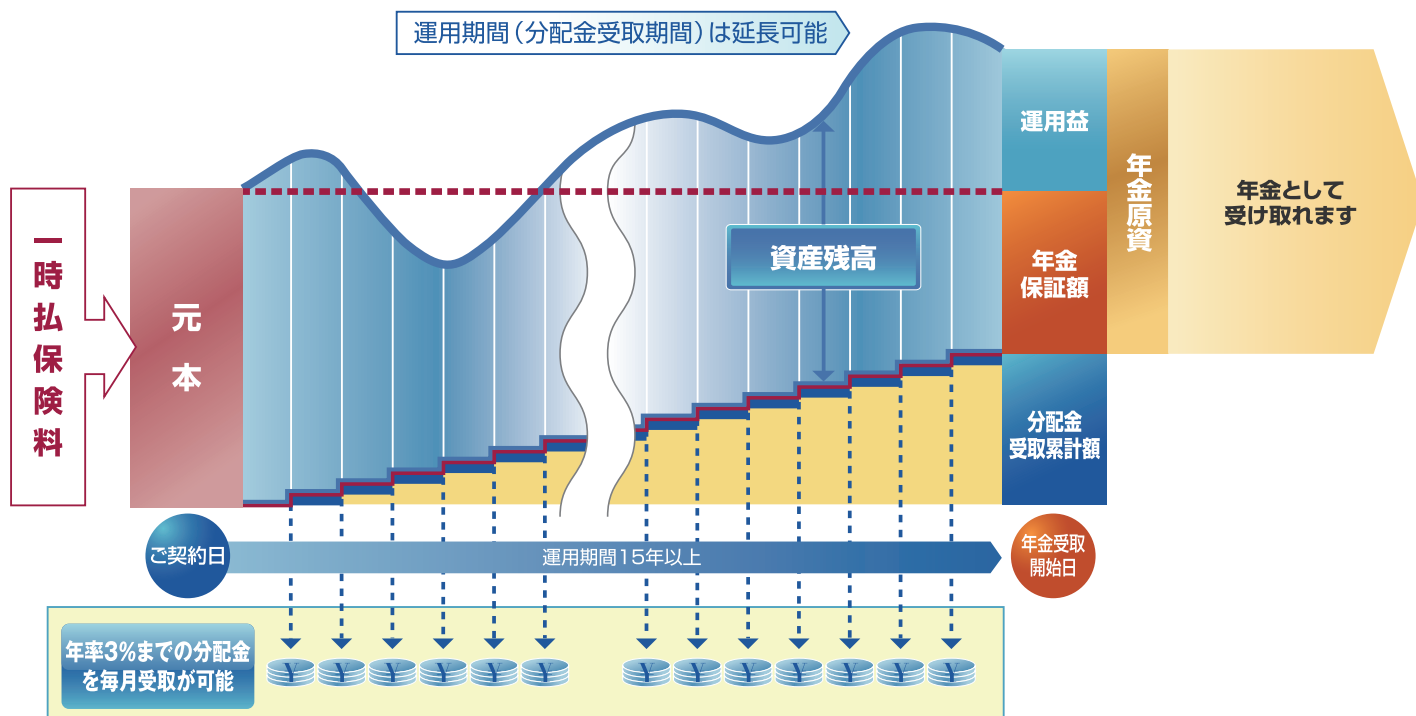
「毎月の分配金」を受け取りながら専用ファンドで長期運用します。

運用期間1年以後、元本の3%（年間）までを「毎月の分配金」として受け取れます。

「分配金受取累計額」と「年金保証額」を合計した受取総額を元本保証します。

万一のときも「死亡保険金」と「分配金受取累計額」を合計した額は元本保証されます。

●分配金プラン（毎年受取）イメージ図



ご契約条件（分配金プラン・据置運用プラン共通）

保険の対象となる方の年齢.. 0歳～75歳

新規ご契約時保険料 200万円～3億円（他のハートフォード生命のご契約と通算して5億円まで）

増額時保険料 100万円～（増額可能期間はご契約日の翌日から1年後の契約応当日の前日まで）

V3Rは2つのプランから選べます

据置運用プラン

「元本据置での長期運用」と「元本保証」が特長です。

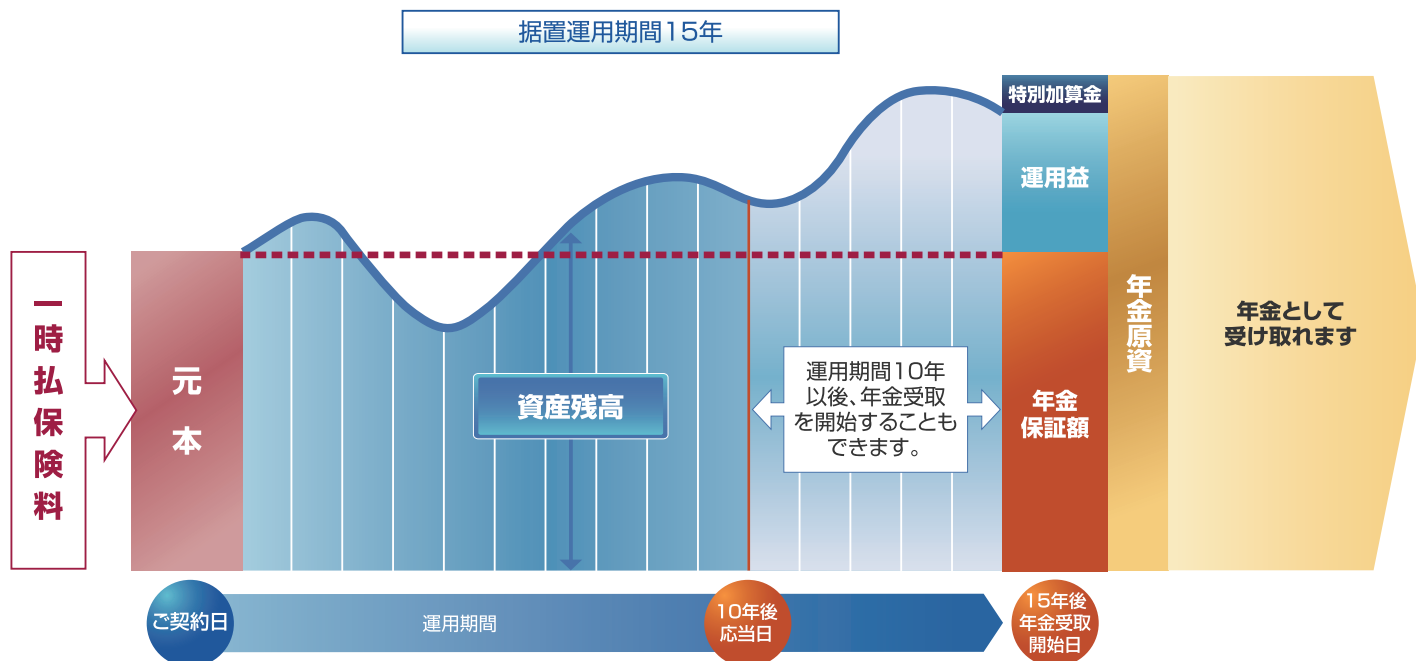
元本を据え置いて専用ファンドで長期運用します。

運用期間満了時または死亡時に特別加算金が加算されます。

「年金受取総額」を元本保証します。

万一のときも「死亡保険金」は元本保証されます。

●据置運用プランイメージ図



「商品のしくみと特徴」では、

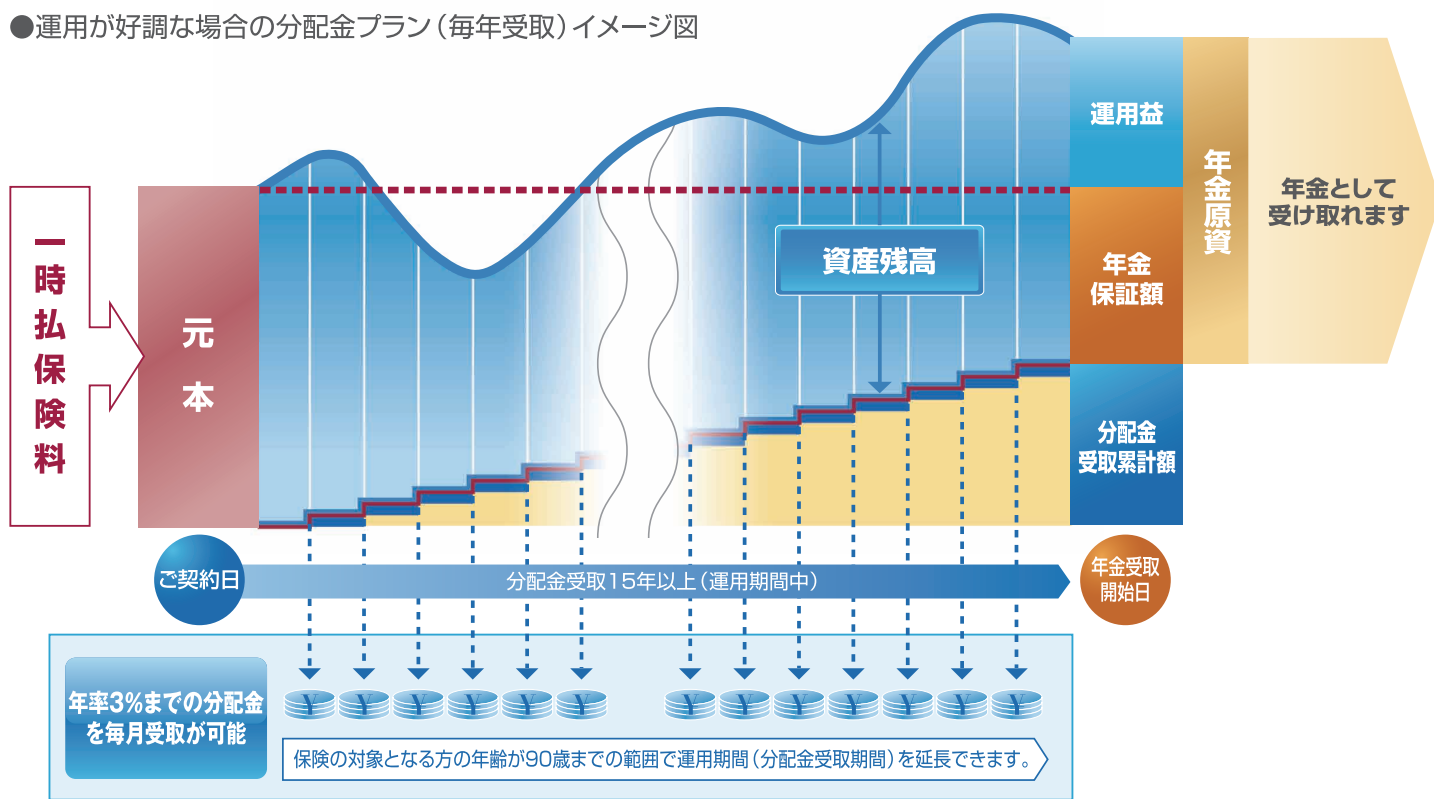
- 一時払保険料相当額を「元本」
- 特別払戻を「分配金」
- 積立金を「資産残高」
- 積立期間を「運用期間」
- 年金支払開始日を「年金受取開始日」
- 基準年金総額を「年金保証額」
- 解約控除を「解約手数料」と表記しています。

- この保険は、運用実績に応じて資産残高が変動します。
- 「商品のしくみと特徴」のイメージ図は、元本が一定の場合を想定しております。また、イメージ図は将来の死亡保険金額や資産残高を保証するものではありません。
- 「商品のしくみと特徴」では一時払保険料相当額を元本と表記しています。元本は増額があった場合は増額分だけ増加します。

商品のしくみと特徴

分配金プラン 資産を長期運用

●運用が好調な場合の分配金プラン（毎年受取）イメージ図



分配金のしくみ

●契約日の1年後から受取が可能です。

契約日の1年後の契約応当日以後、毎年、元本の3%までを受け取ることができます。

●「毎月の分配金」受取が可能です。

分配金は元本の3%、2%、1%から選択して定時定額で自動的に受け取ることが可能です。分配金の受取回数は年1、2、4、12回から選択できます。

●分配金には解約手数料はかかりません。

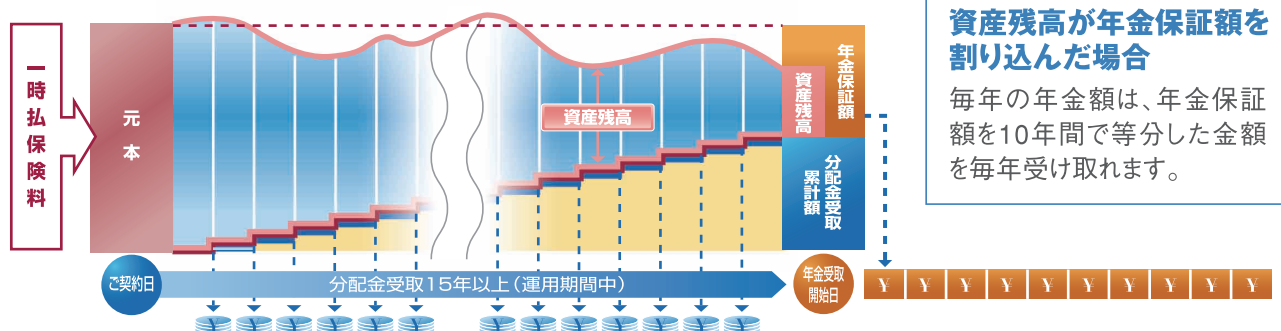
分配金は自動的に受け取るほかに、ご請求の都度受け取ること等、お客様のご都合にあわせた受取の選択、受取開始後の中断や再開等のご利用ができます。

！分配金のご注意

- 分配金を受け取った場合、年金保証額は元本から分配金受取累計額を差し引いた額となります。
- 以下のいずれかに該当する場合は分配金を受け取れませんのでご注意ください。
 - ・分配金受取後の「元本から分配金受取累計額を差し引いた額」が100万円を下回る場合
 - ・分配金受取後の資産残高が50万円を下回る場合
- 1回あたりの分配金額が5,000円以上となるようにご指定ください。

運用が思わしくない場合でも、受取総額（分配金受取累計額と年金保証額の

●分配金プラン（毎年受取）イメージ図



資産残高が年金保証額を割り込んだ場合

毎年の年金額は、年金保証額を10年間で等分した金額を毎年受け取れます。

で育みながら『毎月の分配金』と『年金』を長期にわたり受け取れます

●最低保証付年金による年金受取

運用成果にかかわらず10年間定額の年金をお受け取りになれます。

●年金受取方法自由選択による年金受取

年金受取方法自由選択の年金受取を選択した後に、最低保証付年金には変更できません。したがって、運用期間満了時に選択することをご検討ください。

1 確定年金※

確定した年金支払期間中、定額の年金をお受け取りになれます。年金支払期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



2 保証期間付終身年金※

保険の対象となる方がご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。保証期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



3 保証期間付夫婦年金※

ご夫婦のどちらか一方でもご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。保証期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



※保証期間中（確定年金では年金支払期間中）、保険の対象となる方（保証期間付夫婦年金ではご夫婦両方）がお亡くなりになった場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただきます。

●後継年金受取人指定特約

年金受取人が年金受取開始日以後にお亡くなりになった場合に備え、その後の年金受取人をあらかじめ指定できる特約です。

●一括受取について

毎年の年金受取に代えて、まだ受け取っていない残存保証期間（確定年金の場合は残存年金支払期間）中の年金額を現在の価値に計算した額（未払年金現価）を一括受取することができます。

！年金受取の取扱について

合計）は元本を保証します。

⚠ 次の場合は元本保証されません

- ・運用期間中に解約・一部解約（分配金を除く）を行った場合。
- ・最低保証付年金を一括受取した場合。
- ・年金受取方法自由選択を選んだ場合。

商品のしくみと特徴

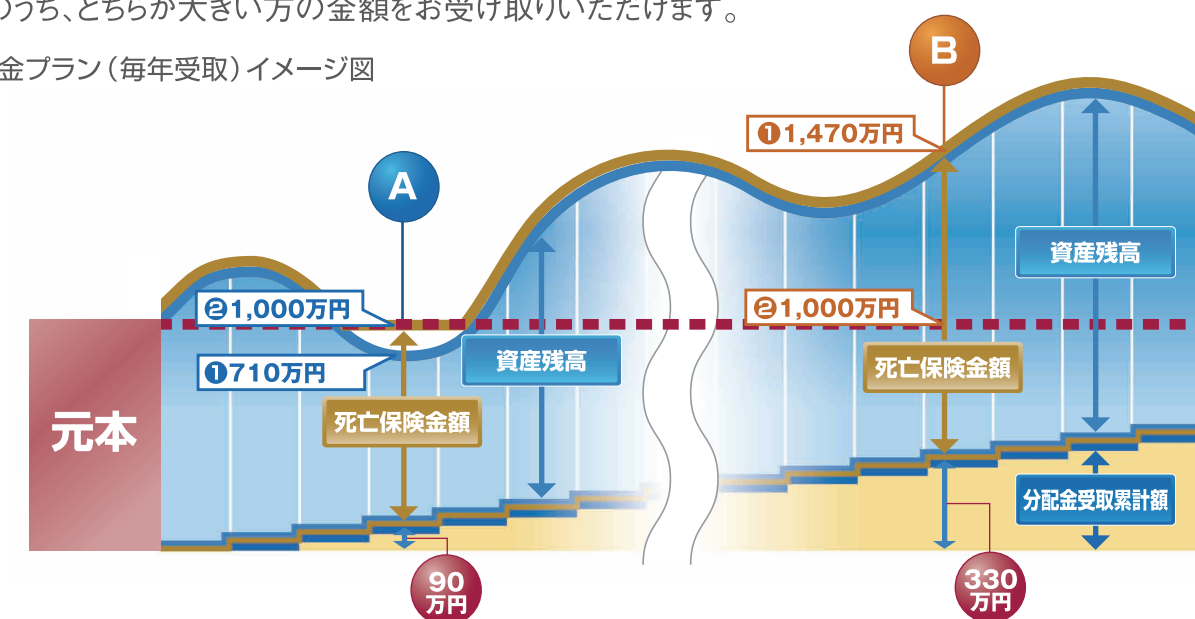
分配金プランの死亡保

運用期間中に保険の対象となる方がお亡くなりになった場合は死亡保険金が受け取れます。

死亡保険金

保険の対象となる方がお亡くなりになった日の、①資産残高 ②元本から分配金受取累計額を差し引いた額のうち、どちらか大きい方の金額をお受け取りいただけます。

●分配金プラン（毎年受取）イメージ図



A 時点での死亡保険金額

①資産残高	710万円
②元本から分配金受取累計額を差し引いた額	1,000万円-90万円=910万円
死亡保険金額=元本から分配金受取累計額を差し引いた額	910万円

B 時点での死亡保険金額

①資産残高	1,470万円
②元本から分配金受取累計額を差し引いた額	1,000万円-330万円=670万円
死亡保険金額=資産残高	1,470万円

！死亡保険金の取扱について

災害死亡保険金

運用期間中の不慮の事故等によって保険の対象となる方がお亡くなりになった場合は、元本から分配金受取累計額を差し引いた額の20%が死亡保険金に加算されます。

死亡保険金の受取方法

●一括受取

全額を一括でお受け取りになる方法。

●年金受取

毎年定額の確定年金でお受け取りになる方法。

●据置受取

全額を一定期間保険会社の定める一定の利率で据え置いた後にお受け取りになる方法。

●配偶者契約継続

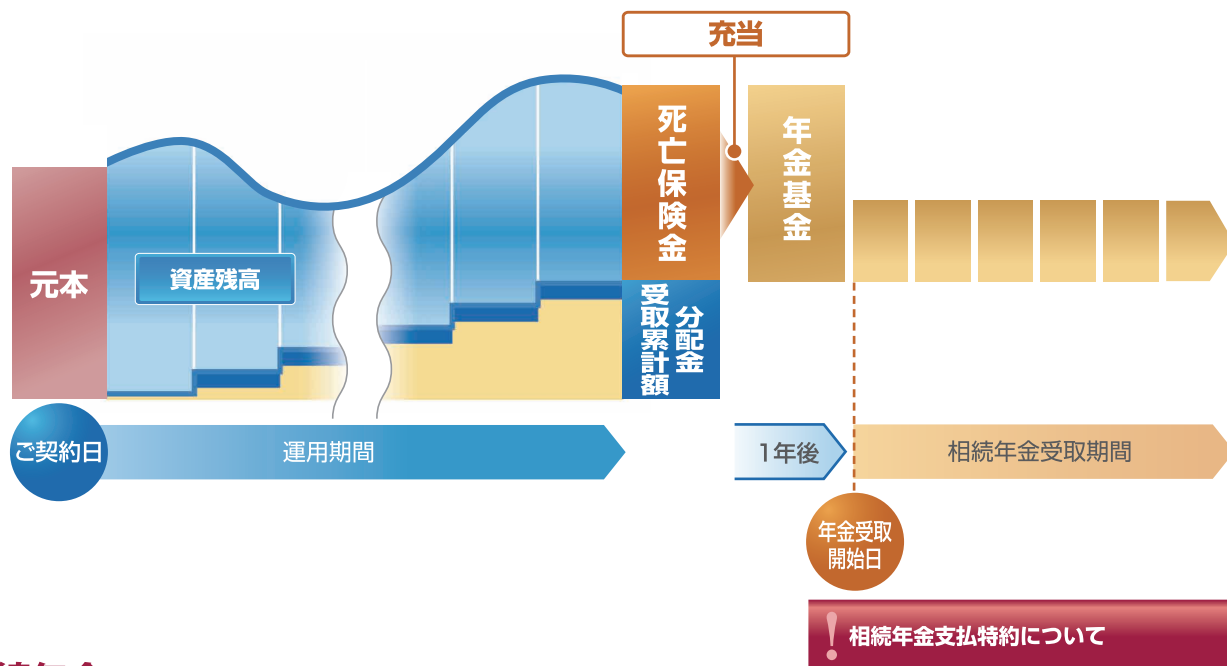
ご契約者と保険の対象となる方が同じであるご契約で、その方がお亡くなりになった場合、配偶者をご自身の受取部分の死亡保険金額を元本としてご契約を継続させる方法。継続されたご契約は解約手数料の対象になりません。

障について

死亡保険金と分配金受取累計額を合計した額は元本保証されます。

死亡保険金の相続年金支払特約による受け取り

次の世代に死亡保険金（災害死亡保険金を含む）を『**年金でのこす**』ことを指定できます。



●相続年金

死亡保険金（災害死亡保険金を含む）を年金基金に充当して、毎年定額の相続年金をのこせます。

相続年金は相続年金受取人からのお申し出があっても一括で受け取ることはできません。

●相続年金受取期間

ご契約者が5・10・15・20・25・30・35・36年から指定できます。

●相続資産の評価

相続年金支払特約を付加した場合の相続資産の評価（定期金に関する権利の評価）は、下記の算式により計算されます（相続税法第24条）。

相続財産の評価額＝相続年金受取総額（相続年金額×残存期間）×評価割合

相続年金の評価割合

残存期間	5年以下	5年超～10年以下	10年超～15年以下	15年超～25年以下	25年超～35年以下	35年超
相続年金受取総額に対する割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

※生命保険金の非課税枠（相続税法第12条）が利用できます。

死亡保険金の相続税非課税枠＝500万円×法定相続人数

●全部解約・一部解約について

資金が必要になった場合はいつでもご契約の全部または一部を解約することができます。



元本保証されません



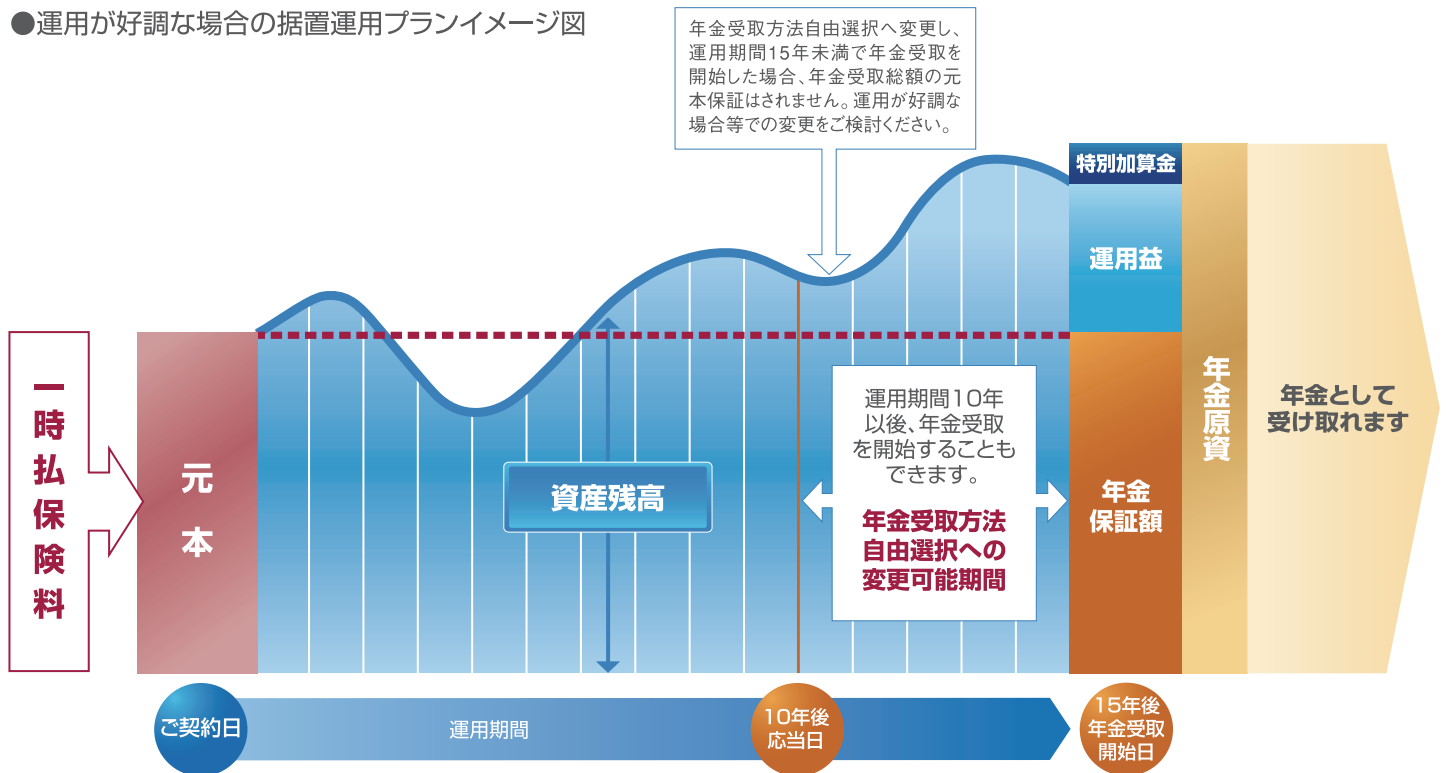
7年未満の解約には解約手数料がかかります

●ご契約日から10日以内の解約・一部解約は解約手数料が差し引かれませんが、ただし資産残高は解約時の運用実績に応じて増減します。

商品のしくみと特徴

据置運用プラン 資産を据え

●運用が好調な場合の据置運用プランイメージ図



特別加算金のしくみ

！ 特別加算金について

保険関係費用のうち、資産残高に対する0.2%（分配金にかかる費用分）を乗じた額の1/365を毎日計上し、累計額を一括して資産残高に加算するしくみです。

●特別加算金の加算条件

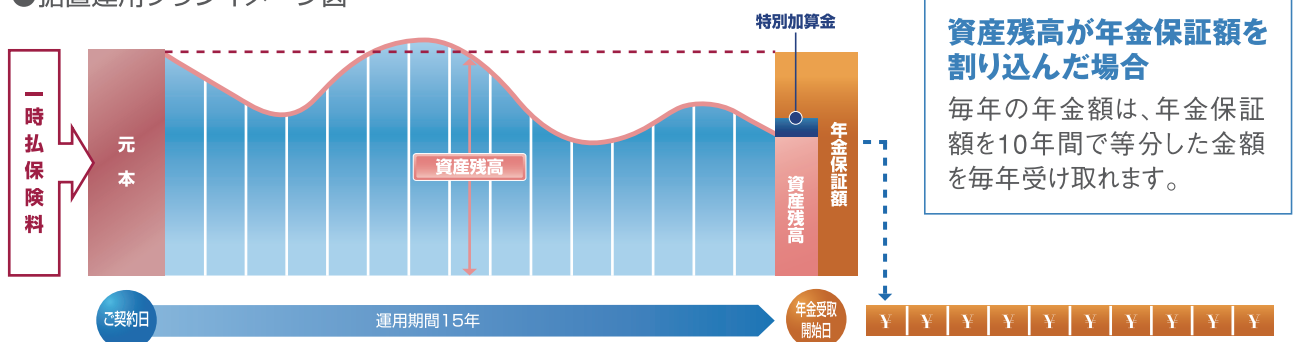
特別加算金は15年間の運用期間中に一度も分配金受取または一部解約を行わない場合に加算されます。

●特別加算金の加算時期

- ① 15年の運用期間満了時……年金受取開始日前日末の資産残高に特別加算金を加算します。
- ② 運用期間中に保険の対象となる方がお亡くなりになった場合……死亡日の資産残高に特別加算金を加算します。

運用が思わしくない場合でも、年金受取総額は元本を保証します。

●据置運用プランイメージ図



置いて長期間しっかり運用して『年金』を受け取れます

●最低保証付年金による年金受取

運用成果にかかわらず10年間定額の年金をお受け取りになれます。

●年金受取方法自由選択による年金受取

年金受取方法自由選択の年金受取を選択した後に、最低保証付年金には変更できません。

1 確定年金※

確定した年金支払期間中、定額の年金がお受け取りになれます。年金支払期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



2 保証期間付終身年金※

保険の対象となる方がご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。保証期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



3 保証期間付夫婦年金※

ご夫婦のどちらか一方でもご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。保証期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



※保証期間中（確定年金では年金支払期間中）、保険の対象となる方（保証期間付夫婦年金ではご夫婦両方）がお亡くなりになった場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただけます。

●後継年金受取人指定特約

年金受取人が年金受取開始日以後にお亡くなりになった場合に備え、その後の年金受取人をあらかじめ指定できる特約です。

●一括受取について

毎年の年金受取に代えて、まだ受け取っていない残存保証期間（確定年金の場合は残存年金支払期間）中の年金額を現在の価値に計算した額（未払年金現価）を一括受取することができます。

！年金受取の取扱について

⚠ 次の場合は元本保証されません

- ・運用期間中に解約・一部解約（分配金を除く）を行った場合。
- ・最低保証年金を一括受取した場合。
- ・年金受取方法自由選択を選んだ場合。

商品のしくみと特徴

据置運用プランの死亡

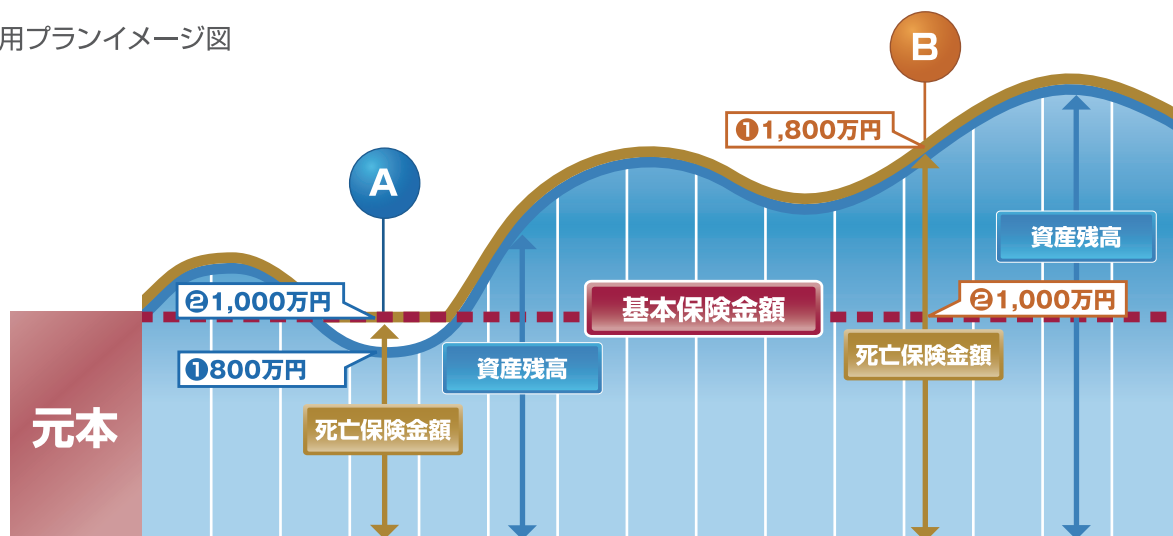
運用期間中に保険の対象となる方がお亡くなりになった場合は死亡保険金が受け取れます。

死亡保険金

保険の対象となる方がお亡くなりになった日の、①**資産残高** ②**基本保険金額**のうち、どちらか大きい方の金額をお受け取りいただけます。

※基本保険金額は最低保証されている死亡保険金額のことをいいます。基本保険金額は増額があった場合はその分増加し、一部解約（分配金を除く）があった場合は一部解約額の資産残高に対する割合に応じて減額されます。

●据置運用プランイメージ図



A 時点での死亡保険金額

- ① 資産残高 800万円+特別加算金※
 - ② 基本保険金額 1,000万円
- 死亡保険金額=基本保険金額=1,000万円

B 時点での死亡保険金額

- ① 資産残高 1,800万円+特別加算金※
 - ② 基本保険金額 1,000万円
- 死亡保険金額=資産残高=1,800万円+特別加算金※

※特別加算金は、運用期間の経過に応じて資産残高に加算されます。

！死亡保険金の取扱について

災害死亡保険金

運用期間中の不慮の事故等によって保険の対象となる方がお亡くなりになった場合は、基本保険金額の20%が死亡保険金に加算されます。

死亡保険金の受取方法

●一括受取

全額を一括でお受け取りになる方法。

●年金受取

毎年定額の確定年金でお受け取りになる方法。

●据置受取

全額を一定期間保険会社の定める一定の利率で据え置いた後にお受け取りになる方法。

●配偶者契約継続

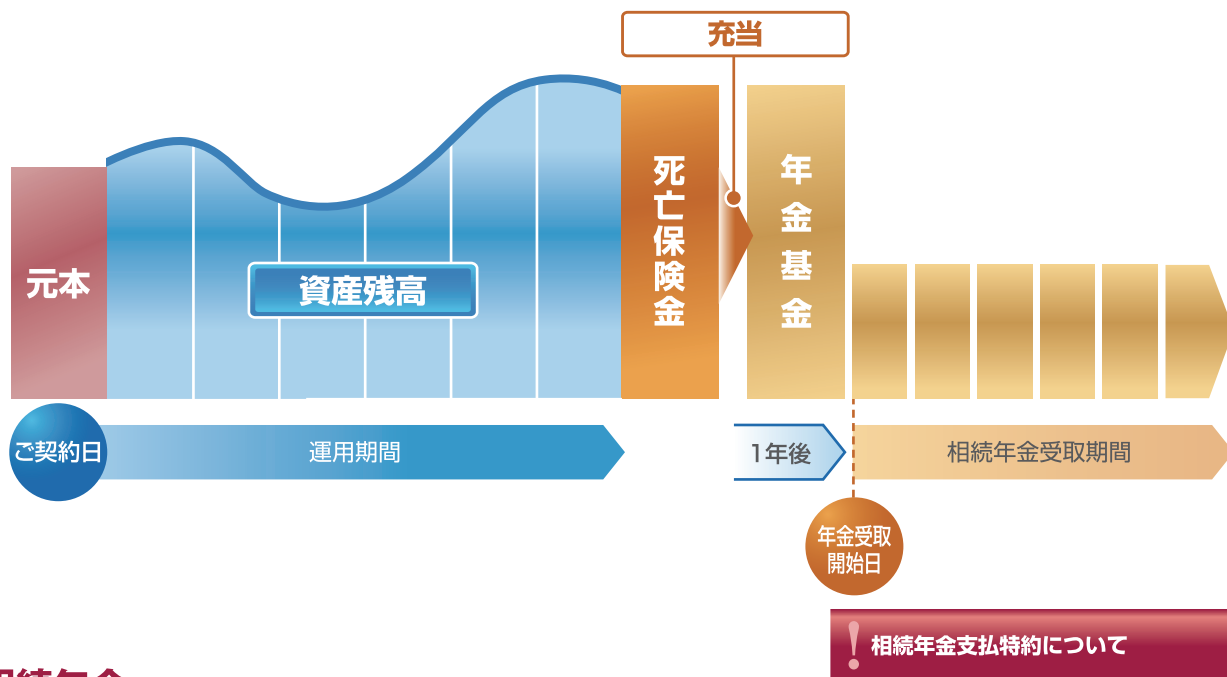
ご契約者と保険の対象となる方が同じであるご契約で、その方がお亡くなりになった場合、配偶者をご自身の受取部分の死亡保険金額を元本としてご契約を継続させる方法。継続されたご契約は解約手数料の対象になりません。

保障について

死亡保険金は元本保証されます。

死亡保険金の相続年金支払特約による受け取り

次の世代に死亡保険金（災害死亡保険金を含む）を『**年金でのこす**』ことを指定できます。



●相続年金

死亡保険金（災害死亡保険金を含む）を年金基金に充当して、毎年定額の相続年金をのこせます。

相続年金は相続年金受取人からのお申し出があっても一括で受け取ることはできません。

●相続年金受取期間

ご契約者が5・10・15・20・25・30・35・36年から指定できます。

●相続資産の評価

相続年金支払特約を付加した場合の相続資産の評価（定期金に関する権利の評価）は、下記の算式により計算されます（相続税法第24条）。

相続財産の評価額＝相続年金受取総額（相続年金額×残存期間）×評価割合

相続年金の評価割合

残存期間	5年以下	5年超～10年以下	10年超～15年以下	15年超～25年以下	25年超～35年以下	35年超
相続年金受取総額に対する割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

※生命保険金の非課税枠（相続税法第12条）が利用できます。

死亡保険金の相続税非課税枠＝500万円×法定相続人数

●全部解約・一部解約について

資金が必要になった場合はいつでもご契約の全部または一部を解約することができます。



元本保証されません



7年未満の解約には解約手数料がかかります

●ご契約日から10日以内の解約・一部解約は解約手数料が差し引かれませんが、ただし資産残高は解約時の運用実績に応じて増減します。

税金のお取り扱いの詳細につきましては、税務署等にお問い合わせください。

税金のお取り扱いについて

生命保険料控除

ご契約時または増額時にお払い込みいただいた保険料は、その年の『一般の生命保険料控除』の対象となります（個人年金保険料控除の対象にはなりません）。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

解約時の差益に対する課税

	ご契約後解約までの期間	年金種類	税金の種類
解約または一部解約	5年以内	確定年金 最低保証付年金	20%源泉分離課税
		保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金	所得税（一時所得）＋住民税
	5年超		所得税（一時所得）＋住民税

定期的に受け取る分配金の税金

支払時期をあらかじめ定めて定期的に受け取る分配金は雑所得として課税されます。ただし、ご契約日から5年以内は税引後の金額がご指定の分配金の割合相当額となるように調整されます。

	ご契約日からの経過期間	税金の種類
分配金	5年以内	20%源泉分離課税
	5年超	所得税（雑所得）＋住民税

●分配金を定期的に受け取らず、ご請求の都度受け取る場合は所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

死亡保険金の相続税非課税枠

死亡保険金受取人が相続人であれば、相続税について一定額まで非課税の対象となる特典があります。他の生命保険商品すべての死亡保険金と合算して、この金額までは相続税がかかりません。

死亡保険金の相続税非課税枠＝500万円×法定相続人数[※]

※この法定相続人数とは、相続の放棄があった場合でも、放棄がなかったものとした場合の相続人数のことをいいます。

死亡保険金受取時の課税

ご契約者	保険の対象となる方（被保険者）	死亡保険金受取人	税金の種類
A	A	相続人（配偶者など）→（注）	相続税
		相続人以外	
	B	A（契約者本人）	所得税（一時所得）＋住民税
		C（契約者・被保険者以外の人）	贈与税

（注）死亡保険金の相続税非課税枠（500万円×法定相続人数）の適用が可能です。

年金受取時の課税

契約形態	課税時		税金の種類
ご契約者が年金受取人の場合	毎年の年金受取時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金一括受取時	確定年金 最低保証付年金	所得税（一時所得）＋住民税
		保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金	所得税（雑所得）＋住民税
ご契約者が年金受取人ではない場合	年金の受取開始時		贈与税
	毎年の年金受取時		所得税（雑所得）＋住民税

ご契約中は、以下のような費用をご負担いただきます。

運用期間中の費用

運用期間中の諸費用の合計

2.885%
(税抜2.86%)程度

保険関係費用

新規契約の成立や維持等に必要な費用ならびに死亡保険金・災害死亡保険金を支払うために必要な費用です。
ファンドの資産残高に対する割合(率)で決められており、資産残高にこの割合(率)を乗じた金額の1/365を資産残高から毎日控除します。

2.36%

運用関係費用

ファンドの運用に関する費用です。主にファンドが投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対し所定の率を乗じた金額が毎日控除されます。その他、信託事務に要する諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の諸経費がかかります。また運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

0.525%
(税抜0.50%)程度

年金受取開始日以後の費用

年金管理費

受取年金額の1%を年金受取時に控除します。

早期解約時の費用

解約手数料

ご契約から早期の解約の場合にご負担いただきます。(分配金を除く)

ご契約日から7年未満の解約では、解約控除額(解約手数料)が差し引かれます。解約控除額は下表の解約控除率を乗じた金額です。

経過年数	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上
解約控除率	7%	7%	6%	6%	5%	4%	3%	0%

この商品では特別加算金付最低保証年金特約が付加されているため上記の解約控除率となります。

！解約控除について

$$\text{払戻金額} = \text{解約時資産残高} - (\text{解約控除対象額} \times \text{解約控除率})$$

または一部解約請求額 解約控除額

- 運用期間中に元本を増額する場合、増額日から7年未満の解約には解約控除が適用されます。ただし、対象となるのは増額部分のみとなります。
- ご契約日から10日以内の解約・一部解約には解約控除は適用されません。ただし資産残高は解約時の運用実績に応じて増減します。